

平成 2 6 年

7 月臨時会会議録

平成 2 6 年 7 月 8 日

やまと広域環境衛生事務組合議会

やまと広域環境衛生事務組合議会臨時会会議録

議 事 日 程

平成26年7月8日（火曜日）

- 第1 開 会（午後3時45分）
- 第2 管理者召集の挨拶
- 第3 仮議席の指定
- 第4 議長の選挙
- 第5 会議録署名議員の指名
- 第6 会期の決定
- 第7 議案の上程
 - ・提案理由の説明
 - ・質疑
 - ・討論
 - ・採決
- 第8 閉 会

○本日の会議に付した事件
日程に同じ

○出席議員（9名）

- 1 番 辻 一夫
- 2 番 小走 善秀
- 3 番 松本 宗弘
- 4 番 丸山 和豪
- 5 番 米田 準
- 6 番 小松 久展
- 7 番 平岡 清司
- 8 番 岩本 孝
- 9 番 大谷 龍雄

○説明のための出席者

- 管 理 者 東川 裕
- 副 管 理 者 太田 好紀
- 事 務 局 長 中谷 康典
- 事務局課長 谷口 定幸
- 事務局係長 平井 勇人
- 事務局係長 植田 浩一
- 事務局係員 中谷 公一

○欠席議員 な し

(午後3時45分開会)

事務局長
(中谷康典)

これより、平成26年7月やまと広域環境衛生事務組合議会臨時会を開会いただきたく思います。現在、議長が不在ですので、辻副議長に議事進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

副議長
(辻一夫)

それでは地方自治法第106条の規定に基づき、議長の職務を努めさせていただきます。ただ今の出席議員9人で議会は成立いたしました。これより、平成26年7月やまと広域環境衛生事務組合議会臨時会を開会いたします。開会にあたり組合管理者の挨拶を受けます。

管理者
(東川裕)

組合議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。平素は、格別のご厚情を賜り、厚くお礼を申し上げます。私共、理事者におきましては、平成29年度からの、施設稼働に向け、最大限の努力をもちまして事業を進めているところであり、本会議におきまして御所市クリーンセンター解体工事及び、新ごみ処理施設建設工事の契約締結についてのご議決を賜り、早期完成に向け全力を傾注してまいりますので、議員各位におかれましても、尚一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

副議長
(辻一夫)

仮議席の指定を行います。議事進行上、仮議席はただ今ご着席の通りといたします。これより議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長
(辻一夫)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、副議長より指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長
(辻一夫)

異議なしと認めます。よって、副議長より指名をいたします。やまと広域環境衛生事務組合議会議長に米田議員を推薦いたします。只今、指名いたしました米田議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長
(辻一夫)

異議なしと認めます。よって、米田議員が議長に当選されました。ただ今、議長に当選されました米田議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

〔副議長退席〕 〔新議長着席〕

議長
(米田準)

それでは、議長就任に際し、一言ご挨拶申し上げます。ただ今、議会におきまして推薦をいただき、やまと広域環境衛生事務組合議会議長を務めることに相成りました。議員の皆様におかれましても、円滑な議会運営が図られますようご協力の程よろしくお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議席の指定を行います。議席は、やまと広域環境衛生事務組合議会会議規則第3条第1項の規定により議長において指名いたします。

それでは、議員諸氏の氏名と議席番号を事務局より朗読させます。

事務局課長
(谷口定幸)

それでは、議席順に議席番号、氏名を朗読させていただきます。
1番 辻議員、2番 小走議員、3番 松本議員、4番 丸山議員、5番 米田議員、6番 小松議員、7番 平岡議員、8番 岩本議員、9番 大谷議員でございます。以上です。

議長
(米田準)

ただ今、朗読したとおり、議席を指定いたします。次に、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、やまと広域環境衛生事務組合議会会議規則第71条の規定により議長において指名いたします。

9番 大谷議員、1番 辻議員、以上2名の議員を指名いたします。

次に、会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長
(米田準)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。これより日程に入ります。日程第1、報第1号、平成25年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。本議案につきましては、議案の朗読を省略し、管理者より報告議案の説明を求めます。

管理者

報第1号平成25年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算繰越

(東川裕) 明許費繰越計算書の報告につきましてご説明いたします。平成25年度補正予算(第3号)によりの繰越明許費として議決された事業について、平成26年度へ繰り越すべき事業費などが決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告をするものでございます。内容につきましては、本年3月の定例会で議決をいただいている事業でございます。

議長
(米田準) これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

9番 大谷議員

9番
(大谷龍雄) 御所市クリーンセンター移転補償費は、現在まだ使用できる御所市の処理場を解体して、その跡地に建設していただくということでございますので、補償については当然だと思いますが、前の議会で約5億1,700万円予算可決されておりますが、今繰越される、1億1千なにがしの分は、補償費のどの部分がまだ補償されずに残っているのか、お聞きしたい。

議長
(米田準) 事務局長

事務局長
(中谷康典) クリーンセンター移転補償費の繰越しの金額についての内容がどうい
うものであるかということですが、クリーンセンターの移転補償を実施するにあたりまして、当然、鑑定を実施させていただきまして、補償費を確定させていたわけですが、その鑑定の中で入っていない部分という形で、実際に翌年度に繰越した中身といたしましては、直接事業費が出てきた場合に補償をその事業費に応じてお支払いするという形になっております。その中身といたしましては、クリーンセンターのまず、外構の中で、舗装等そういった直接的な工事、建物におきましては、電話配線等、そういった復旧にかかる直接的な工事費について、額が確定した段階で、この1億1,342万1,600円からお支払いするわけですが、当初、色々ご協議いただきました中で、額的に大きいというものがありましたけれども、この工事費については、今、全く未定という形になっておりますので、全てを繰越しさせていただいて確定した金額によりまして、支出をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

議長
(米田準) 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(米田準)

これをもって質疑を打ち切ります。報第1号、平成25年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、議会の承認事項ではありませんので、以上でご了承をお願いします。続きまして、日程第2、議第3号、御所市クリーンセンター解体工事請負契約の締結について、及び日程第3、議第4号やまと広域環境衛生事務組合新ごみ処理施設建設工事請負契約の締結についての2議案については、会議規則第34条の規定により、この際、一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長
(米田準)

ご異議なしと認めます。よって、議第3号、御所市クリーンセンター解体工事請負契約の締結について、及び議第4号やまと広域環境衛生事務組合新ごみ処理施設建設工事請負契約の締結についての2議案につきましては、一括議題といたします。議案の朗読を省略し、管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者
(東川裕)

まず、議第3号、御所市クリーンセンター解体工事請負契約の締結について、ご説明いたします。契約の目的は、現クリーンセンターの解体工事で、契約金額2億7,615万6,000円で、株式会社 田原建設・株式会社 キタムラ特定建設工事共同企業体、代表者 奈良県五條市二見1丁目1番4号 株式会社 田原建設 代表取締役 田原清史、構成員 奈良県五條市五條1丁目4-19 株式会社 キタムラ 代表取締役 坂本速人と工事請負契約を締結したいので、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定より議会の議決を求めるものであります。続きまして、日程第3、議第4号、やまと広域環境衛生事務組合新ごみ処理施設建設工事請負契約の締結についてご説明いたします。契約の目的は、やまと広域環境衛生事務組合新ごみ処理施設建設工事で、契約金額9億1,704万円で、福岡市南区向野1丁目22番11号、株式会社 川崎技研 代表取締役社長 田中基壹と工事請負契約を締結したいので、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくをお願いします。

議長
(米田準)

これより質疑にはいりません。質疑はありますか。

9番 大谷議員

9番
(大谷龍雄)

まず、議第3号、御所市クリーンセンター解体工事請負契約の締結について、質問させていただきます。必要な工事計画であります。入札の方法におきまして、予定価格と最低制限価格はいくらであったのか。それを事前に公表されていたのかどうか、お聞きしたい。もう1点、契約金額2億7,615万6,000円は税込みなのか入っていないのか。もう1つは、解体工事の予算は、前の議会におきまして、約3億5,000万予算が繰越されておりますが、今回の契約金額から言いますと大分安い金額で契約していただいたわけですが、この差額はやまと広域議会の会計に貯蓄できるのか、これも一緒にお聞きしたい。

議長
(米田準)

事務局長

事務局長
(中谷康典)

まず、予定価格と最低制限価格でございます。これにつきましては、予定価格といたしまして、税抜きで、2億9,302万8,000円、最低制限価格につきましては、税抜きで、2億5,570万円という形で公告をさせていただいております。これにつきましては、前もって公告の中で公表させていただいております。それから議第3号におけます契約金額2億7,615万6,000円につきましては、税込みという形の金額になっております。

議長
(米田準)

事前に公表したのか。

事務局長
(中谷康典)

事前には公表しております。

9番
(大谷龍雄)

予算額の差額のことについては。

事務局長
(中谷康典)

先程のご質問の中で、予算額との差額については後の処理の問題であるかと考えております。これにつきましては、最終的に組合の予算の中で精算をいたしまして、解体工事はそれぞれの構成団体の責務ですので、負担分を確定した中で御所市へお返しをさせていただくというような処理をするような形になる予定でございます。

議長
(米田準) 9番 大谷議員

9番
(大谷龍雄) もう1点お聞きしておきます。入札状況を見ますと、応募されたJVの会社が5業者ありますね。その中で、最低制限価格で入札された業者が3業者ございますね。その中で、最低制限価格で今回の田原・キタムラJVが契約業者に決められるわけですけれども、この評価はどのような評価方式をとられたのかポイントだけ聞かせていただきたいと思います。

議長
(米田準) 事務局長

事務局長
(中谷康典) その解体におけます、入札・開札方法につきまして、先程点数を公表させていただいた表をお渡しさせていただいているかと思えます。この中で、どういった内容で評価をしているのかということで、見ていただければ分かりやすいかというふうに考えております。まず、施工計画といいますか、安全管理にかかる提案、施工管理にかかる提案として、技術提案を要求させていただいて、その技術提案の内容によって審査員が点数をつけていくという形のものになっております。それプラスこちらの方で、例えば国土交通省の表彰、あるいは、ISOの認証取得等があるかどうか。本店・支店等の所在地によって点数を加算していくというような形でこの応募のあった4社につきまして、総合的に点数の配点を行いまして、総合的な判断をさせていただいたという形で最終的に田原さんとキタムラさんのJVに確定をしたという内容になっております。

議長
(米田準) 9番 大谷議員

9番
(大谷龍雄) それでは議第3号は終わりました、議第4号に移らせていただきたいと思います。説明の後になりますけれども、表題の予定価格と最低制限価格をもう一度明らかにしていただいて、その価格は税込みなのかそうでないのか。そしてそれは事前に入札前に公表されていたのかどうかということをお聞きしたいと思っております。そして、契約相手の川崎技研の実績をお聞きしたいです。

議長
(米田準) 事務局長

事務局長
(中谷康典)

議第4号の新ごみ処理施設建設工事請負に関してのご質問でございます。これにつきましても先程の解体と同じ形で公告の中で予定価格及び最低制限価格を公表させていただいております。まず、予定価格につきましては、税抜きの金額といたしまして、86億3,795万円、それから、最低制限価格につきましては、税抜きの金額で75億8,497万円という形になっております。最終的に契約をさしていただく金額につきましては、税込みの91億6,704円というような金額になっております。ですので、先程の解体と同じく前もって公表させていただいた中での入札という形になっております。それから、川崎技研につきましても実績でございます。これにつきましては、私共の方で全て把握しているわけではございませんけれども、まず、近くの施設でいいますと和歌山県の橋本市の広域施設、それから現在実施されております葛城市、當麻の方に建てておられます施設につきましても川崎技研さん、ちょっと記憶が定かではございませんが、今現在、京丹後市の方でも実施をされていると聞いております。それから、山口県の小野田市の方で受注されているという形になっております。今、把握できているのはそれ位の実績でございます。

議長
(米田準)

9番 大谷議員

9番
(大谷龍雄)

報告のありました契約金額は、約91億円なんですが、予定価格が税抜きで、約86億3,000万ということですが、予定価格をオーバーしているのかちょっと分かりにくいので、予定価格を税込みにするといくらになりますか、この場所で正確にお答えいただきたいのと、以前にいただいたこの施設の建設計画では、リサイクル施設は入っていたわけですが、御所市さんがもういないという観点で、五條市もいないということになりまして、この入札の中にはリサイクル施設は入っていないと思います。だから、破碎施設とごみ処理焼却施設と主にこれだけになると思うんですけどね。以前のリサイクル施設が入っていた時の事業予算でも、93億4,000万だったんですが、リサイクル施設を抜いた契約にも係らず、予定価格が、大体93億になっています。リサイクル施設を除いたのに、リサイクル施設を入れた時と同じ位の事業費になっているんですけども、それについてもお聞きしたいです。

議長
(米田準)

事務局長

事務局長

先程の、予定価格と最低制限価格の税込みの金額でございます。税込み

(中谷康典) につきまして、予定価格につきまして、93億2,898万6,000円という価格になります。最低制限価格は、81億9,176万7,600円というふうになります。それから、リサイクル施設を含んでいる含んでいないという関係ですけれども、まず、地域計画の中でリサイクル施設という形で呼ばれておりました部分につきましては、ほぼこの段階で、破砕機等の予算しか計上をさせていただいておりませんでした。今おっしゃっていたようにその破砕機も含めた形で93億4,000万程というような金額の予算計上等になっているわけですけれども、この地域計画の中では、ちょっと今この計画の持ち合わせはございませんが、この建設にかかる予算計上というのが、96億5,000万の金額であったかと思えます。その中には、この本体建設にかかる施工管理の部分も含まれておりますし、破砕機の部分も含まれているわけですけれども、その施工管理の分を除いた本体のみの建設予定の予算額が先程おっしゃっていただいた、93億4,000万程の金額になっているのではないかなというふうに考えておりますので、当初、リサイクル施設という形でご説明をさせていただいていた中身といたしましては、あのリサイクル施設というのは、建物という考えではなくて、そもそもその破砕機が主な形の予算計上であったというふうにとっていただいたらいいかなと考えております。

議長
(米田準) 9番 大谷議員

9番
(大谷龍雄) 今、答弁がございましたように、予定価格を税込みで計算しますと、約93億2000万、契約金額が税込みで91億6,000万ですから、予定価格よりも下回っているとはっきりしました。ただ、入札の募集をしていただいたけれども、応募された業者がこの川崎技研1社しかなかったということで、競争性がなかったわけですが、入札の募集はどういう方法をとられたのか、明らかにしていただきたいと思えます。

議長
(米田準) 事務局長

事務局長
(中谷康典) この入札につきましては、他の入札と同じような形でそれぞれの庁舎等にございます、広告板の所に当然掲示させていただきました。それと、ホームページ等によってもこういう内容で金額等も公表しながら、公告と同じ内容で掲載させていただきました。ですので、入札に参加するところにつきましては資格要件等、整えば参加いただけるような状況は作らせていただいております。以上でございます。

議長
(米田準) 9番 大谷議員

9番
(大谷龍雄) 今回の議会の議論の中で、焼却施設の予定価格等、実績のあるいくつかの業者と、ちょっと事前相談をしたというふうにお聞きしたのですが、そういう実績のある業者には、特別に指名ということではないですが、入札を行いますという連絡はされなかったのかどうかですね。

議長
(米田準) 事務局長

事務局長
(中谷康典) 今回の入札におきましては、予定価格等、設定させていただくにあたって、見積調査をさせていただいた業者さんでございます。しかし、我々の方も入札を実施するにあたっては、業者さんに特にこういう入札を実施しますよというような形での報告は全くしておりません。ですので、業者さんが知り得るのは、この公告を見るなり、ホームページを見て、参加するしかないという形になります。以上でございます。

議長
(米田準) 他に質疑ありますか。

6番 小松議員

6番
(小松久展) 私はこの日程第3号議案について、理事者の方にもお伺いしたいのですが、この解体工事請負の契約をされる中において問題点と、発注仕様書、また、入札説明書等は別のコンサルにご依頼されたと。

議長
(米田準) 事務局長

事務局長
(中谷康典) 発注仕様書につきましては、コンサルの方で作成をいただいております。入札説明書につきましては、最終的に事務局案といたしますか、審査会の方に向けさせていただく素案を作らせていただいた中で、その公告内容を決定させていただいたというような形になっております。

議長
(米田準) 6番 小松議員

6 番
(小松久展)

審査会というのは、指名審査会のことを指しておられると思うのですが、まずはこの入札説明書等においても、私は問題があると思うんですね。一番大事なのがこの専門家の解体工事にかかる発注仕様書なんですけども、工期の着工と竣工、やまと広域環境衛生事務組合の議会の議決の決定の翌日からで、竣工の終わりが平成27年1月31日の予定というのは、手形や小切手で、この辺でしたらお金入りますというような発注の仕方なんて無いです。私も土建屋しているけども、こういう仕様書というのはあまり見たことが無いのですが、こんなものなんですか。それと、先程大谷議員も指摘をされましたが、指名審査委員会は専門家としてご参加されていると思いますが、この入札説明書の中があまりにも優遇されているなど思うんですね。噂では、不正だとか、投書まで出てるんですよ。これをきちんと皆さん方に説明をいただかなければならないのは、この第2のオに関する内容ですが、労働安全衛生規則第592条の7に、規定する教育を受け、ダイオキシン類の作業指揮にかかわる資格を持つ技術者、競争入札参加確認の申請において、3ヶ月以上の雇用の関係にある技術者というような明記は一つ指摘したいなと思っておりますが、聞いた話では3ヶ月以内ということですので、平成26年4月17日に選定審査会が行われていますが、その現時点でこの入札参加資格が技術者の確認とか許可ですか、資格を持っているか、確認されているのですか。ある業者は、この時には持っていないと、6月16日位付けで資格を取る予定だということでこの入札参加をしたと伺っているのですが、その辺は指名審査委員会でされているんですね。

議長
(米田準)

事務局長

事務局長
(中谷康典)

まず、仕様書の中の着工、竣工の関係でございます。これにつきましては、竣工のところは予定という形で書かれておりますけども、これにつきまして、この記載が正しいのかというには事務局でも判断をし兼ねるのですが、この予定と入れさせているのは、まず、今、御所市クリーンセンターのストックヤードの建設をさせていただいているわけですけども、その建設が完成しないと解体に移れないという形になってきますので、その着工、竣工の時期について、多少のズレが出てくるのではないかとこのところの配慮によって予定と入れているのかなというふうに考えております。それと、先程おっしゃいました解体の中での3ヶ月以上の部分でございますが、これにつきましては、審査会の段階では確認をいたしておりません。これにつきましては、最終的に落札予定業者さんが決まった段階でそういった資格等を備えているかどうかというところの資格審査を実施するよ

うな形での入札方法になっております。

議長
(米田準)

6 番 小松議員

6 番
(小松久展)

おかしい答弁ですね。では、この企業が中国企業であれ、北朝鮮企業であれかまわないということなんですね。安ければいい、悪ければいいというのと一緒で。先程の話でしたら、この着工は本日の議会の議決の翌日から、今日議決したら明日からなんですよ。局長の話では、ストックヤード次第だと。これは別の問題なんですよ。だから今日、明日から何月何日までというのが本来のあるべき入札制度なんですよ。予定ということは、何ヶ月かかってもいいということなんですよ。予定だから。そうでしょ。こんな縛りの無い入札なんてないです。まして、この入札参加資格、資格もないのに入れて、最終的には業者が落札されたんだと行ってから、資格があったんです。こういうような進め方というのはいかがなものかと思うんですけども。局長、この話、納得できませんよ。管理者、どうですか。この中に書かれている問題。選定委員会、第1回は4月17日に開かれているんですよ。その後、第2回が6月11日、開札日が6月24日なんです。その時に、この議会に関連する議員、もしくは市長に関連する企業が参加辞退をされているんですよ。これは賢明だったと思います。三井住友建設のJV、オーテックというのが関連企業でしょ。後でもし、落札業者としてそういうような噂というか、不正があったとか、疑いが持たれる。取っついてもたれ、参加してしてもたれ、私は辞退をされたのだと、それは市長、賢明だなと思いましたよ。まして、田原建設は、平成25年度まではこの組合議会の議員なんですよ。その上において、ここにも問題があるのではないかと思うんですよ。その中において、指名審査の対象外であったかわからないにも関わらず、入札参加をされて落札して、その上に予定日はいつでもいいというのはね。こんな手心を加えるようなことは、何があったんですか。何があるんですか。投書があるんですよ。そんな噂があるにも関わらず、我々このまますんなり通すんですか。この問題は大きな問題ですよ。議員の親族が関わる、公共事業に関わってはダメだというのが民法上あるんですよ。しかし、後々問題になったらということで、やはりこれはとらえないにかかわらず辞退すべきだと。五條市長がされたんですよ。だから、今現在おられないからといって、この入札説明書規約に入ってないからいいんだというのですか。これは先程、局長が言われましたように構成市町村の指名審査委員会が決めたことだと。何名ずつ出られたのか。まあ、3名ずつでしょう。3名ずつの中において、五條市、田原本町、御所市でその指名審査委員会で抜くべきものを抜いていったのですか。意図

的にどうですか。

事務局長
(中谷康典)

今、小松議員の方から色々ご指摘をいただいたわけですが、この解体業務の入札につきまして、我々事務局といたしまして、何ら手心を加えた部分はありません。それだけは確実に申し述べさせていただきたいと思います。

議長
(米田準)

6番 小松議員

6番
(小松久展)

局長、その通りなんです。あなたは指名審査会の委員でもない。指名審査委員会というのは、管理者ないし、副管理者が任命されたはずなんです。私はじゃあ、不正はないんだと局長は言われる。参加していないから、携わっていないからね。指示を出した管理者、副管理者、先程太田市長のことも出させていただきましたけども、この入札説明書の中において、私はこの2のオの中においてのダイオキシン類の作業指揮に関わる資格を持っていなかった、その3ヶ月以内にはもっていなかったと。入札参加資格のときにはなかったが入札日には持っていたのだというのはOKなんです。問題ないんですね。

議長
(米田準)

管理者

管理者
(東川裕)

この文言につきましては、私も確認をいたしまして、弁護士さんとも相談の上、これで問題ないという確認はいたしております。

議長
(米田準)

6番 小松議員

6番
(小松久展)

管理者、どんな弁護士に確認を取ったのか知りませんが、私は違う弁護士に聞いております。大きな問題だと言われております。ただ、大きな問題だということですが、入札落札業者から辞退されたのは別において、取り消しというような行政がそういった場合は、異議申し立ての裁判を起こした時には、いかななものかというような話は聞いたけども、組合としての立場でこの問題はそうですかということで、これも問題だと言われております。普通に考えて下さい。いい方の立場と悪い方の立場と。私は保守系の人間ですから、太田さんとは物の考え方が違うと思いますが、例えば、この入札規約の中においても、説明書の中に資格を持つ人間が3ヶ月以上

の技術者を持っていなかったら、参加はできないと、その確認は4月にできるんですよ。4月17日に、確認していなかったと言われるんですよ。その当時、無許可の業者が参加していて、免許が無かったのでとれなかったのが辞退しますでOKなんですね。ここに問題があると言われたんですよ。それは棄権と、管理者はと言われるんですよ。問題ないんですよ。もう一度聞かせて下さい。

議長
(米田準)

管理者

管理者
(東川裕)

私の認識では、先程事務局も申しあげました通り、審査の段階で持っているということで大丈夫ということで認識いたしております。

議長
(米田準)

6番 小松議員

6番
(小松久展)

では、あえて局長に言うておきますが、この不正だとか例えば、投書等もある中において、この入札参加資格のことは後ほどちゃんと言いますが、この総合評価点、又、技術提案書、各企業出されたと思うんですね。私は御所の議員として、御所市民として決して、御所市の鍛冶田工務店や、県下において村本建設といえ、ゼネコン業者なんです。その業者が五條の田原建設さんに引けを取らないと思っております。指名審査委員さんがどのような採点を付けられたというのも興味ございます。この評価点数表出してもらえますか。それと技術提案書。

議長
(米田準)

事務局長

事務局長
(中谷康典)

我々の判断といたしましては、その審査をされた方の名前の公表等そういったものについては、できないという回答になるかと思えます。ただ、今おっしゃられますように、技術提案書等については、議員さんの要請ということで出せるのではないかなと、私の判断では考えております。

議長
(米田準)

他に質疑ございませんか。

[「ありません」の声あり]

議長
(米田準)

なしと認めます。これをもって質疑を打ち切ります。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長
(米田準)

なしと認めます。これをもって討論を終了します。これより採決いたします。まず、議第3号、御所市クリーンセンター解体工事請負契約の締結について採決をいたします。

6番 小松議員

6番
(小松久展)

この組合議会において抗議等するつもりはございません。ただし、管理者、事務局等における私の質問等においては、明解な答弁を私はいただいていると思うんですよ。議会を妨げることはしません。ただし、私はよく理解をしていただきたいという、要望書を提出をさせていただきます。まず、公共事業の入札等における調査に関する要望書について

1. 地域性が生かされていない。2. 不正の噂がある。3. 技術提案書を含む総合評価点数に問題がある。この以上の点から第三者機関に公正・平等に入札執行が行われたか調査していただきたいと要望いたします。

〔 要望書提出 〕

議長
(米田準)

それではこれより採決を行います。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長
(米田準)

全員賛成と認めます。よって本案については、原案のとおり可決することに決しました。続きまして、第4号、やまと広域環境衛生事務組合新ごみ処理施設建設工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長
(米田準)

全員賛成と認めます。よって本案については、原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成26年7月やまと広域環境衛生事務組合議会臨時会を閉会いたします。長時間、慎重にご審議いただき誠にありがとうございました。

(午後4時24分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長

議員

議員